

令和6年度 厚木市斎場火葬炉設備 排ガス等測定結果

1 排ガス濃度（排気筒出口）

（測定日：R6. 11. 19及びR7. 01. 07）

測定項目	基準値	測定結果	備考
煤じん濃度	0.04 g/m ³ 以下	0.012 g/m ³ 未満	0 ₂ 12%換算値
硫黄酸化物	50 ppm以下	24 ppm	0 ₂ 12%換算値
窒素酸化物	200 ppm以下	65 ppm	火葬炉(0 ₂ 12%換算値)
	60 ppm以下	42 ppm	冷温水1(0 ₂ 0%換算値)
		41 ppm	冷温水2(0 ₂ 0%換算値)
塩化水素	430 ppm以下	16 ppm	0 ₂ 12%換算値
一酸化炭素	30 ppm以下	25 ppm	0 ₂ 12%換算値
ダイオキシン類	1 ng-TEQ/m ³ 以下	0.46 ng-TEQ/m ³	0 ₂ 12%換算値

※排ガス基準は、1工程の平均値

- ★ 火葬炉は、大気汚染防止法やダイオキシン類対策特別措置法に基づく規制の対象とならないため、より厳しい公害防止目標（基準）値を自主的に設定しています。
- ★ 平成12年3月31日「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」（厚生省生活衛生局企画課）より排ガス濃度の指針値が発表されています。
- 排ガス濃度の指針値は以下のとおりです。

- ① 新設炉の排ガス中のダイオキシン類濃度の指針値：1ng-TEQ/m³以下（0₂ 12%換算値）
- ② 既設炉の排ガス中のダイオキシン類濃度の指針値：5ng-TEQ/m³以下（0₂ 12%換算値）

2 悪臭物質濃度（排気筒出口）

（測定日：R6. 11. 19）

測定項目	基準値	測定結果	備考
アンモニア	1 ppm以下	0.1 ppm 未満	
メチルメルカプタン	0.002 ppm以下	0.0002 ppm 未満	
硫化水素	0.02 ppm以下	0.002 ppm	
硫化メチル	0.01 ppm以下	0.001 ppm 未満	
二硫化メチル	0.009 ppm以下	0.0009 ppm 未満	
トリメチルアミン	0.005 ppm以下	0.0005 ppm 未満	
アセトアルデヒド	0.05 ppm以下	0.005 ppm 未満	
スチレン	0.4 ppm以下	0.04 ppm 未満	
プロピオン酸	0.03 ppm以下	0.003 ppm 未満	
ノルマル酪酸	0.001 ppm以下	0.0001 ppm 未満	
ノルマル吉草酸	0.0009 ppm以下	0.00009 ppm 未満	
イソ吉草酸	0.001 ppm以下	0.0001 ppm 未満	
トルエン	10 ppm以下	0.2 ppm 未満	
キシレン	1 ppm以下	0.1 ppm 未満	
酢酸エチル	3 ppm以下	0.3 ppm 未満	
メチルイソブチルケトン	1 ppm以下	0.1 ppm 未満	
イソブタノール	0.9 ppm以下	0.09 ppm 未満	
プロピオンアルデヒド	0.05 ppm以下	0.005 ppm 未満	
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm以下	0.0009 ppm 未満	
イソブチルアルデヒド	0.02 ppm以下	0.002 ppm 未満	
ノルマルバレールアルデヒド	0.009 ppm以下	0.0009 ppm 未満	
イソバレールアルデヒド	0.003 ppm以下	0.0003 ppm 未満	

3 臭気指数

（測定日：R6. 11. 19）

測定場所	基準値	測定結果	備考
排気筒出口	500 以下（臭気濃度）	400	
敷地境界	10 以下	10 未満	

4 騒音

（測定日：R6. 10. 4）

測定場所	基準値	測定結果	備考
作業室中央	80 dB (A) 以下	75 dB (A)	設備通常稼動時
告別室	60 dB (A) 以下	46 dB (A)	
建物周辺	(※1) 50 dB (A) 以下	(※2) 50 dB (A)	

(※1)：敷地境界線上での規制基準値

(※2)：敷地境界から約30m～50m手前の建物周辺4箇所測定した結果の最大値

5 振動

（測定日：R6. 10. 4）

測定場所	基準値	計測結果	備考
建物周辺	60 dB以下	(※3) 30 dB 未満	設備通常稼動時

(※3)：敷地境界から約30m～50m手前の建物周辺4箇所測定した結果の最大値